

三原小学校いじめ防止基本方針

○いじめ防止基本方針策定の目的

「いじめ」とは、当該児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

このようないじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、長崎市立三原小学校ではいじめ問題に対する認識を全教職員で共有し、いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

【めざす児童・生徒像】

「かがやく子ども、笑顔いっぱいの学校」をめざして

「みんななかよしい子ども」

「話す・聞くことを大切にする子ども」

「ラストまでがんばる子ども」

いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者から構成。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめに関する校内研修の計画、実施。
- ・いじめ実態調査の実施、分析、活用など

専門家・外部関係者

- ・スクールカウンセラーなどの活用
- ・特別支援学校との連携

P T A ・地域との連携

- ・学級、学年P T Aを実施する
- ・健全育成協、子どもを守る
- ・ネットワークの活用

関係機関との連携

- ・長崎市教育委員会への報告と連携
- ・警察への相談・通報や支援センターとの連携

児童会・生徒会

- ・代表委員会の活用
- ・人権集会での取組

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合
- アンケートによる実態調査
- 生徒指導連絡会における情報交換

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任へ報告

直ちに報告する

生活指導担当・教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭への連絡を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

(4) いじめ防止基本方針

いじめ問題への取組

いじめの防止

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- いじめに関する職員研修の計画，実施
- 道徳教育の充実 特別活動 人権教育 平和教育 学級集団作り

いじめの早期発見

- 生活意識調査やいじめ実態調査の実施による情報の収集（毎月，学期末）
- 毎月の生徒指導連絡会等を通しての情報の共有
- 学校だよりや保護者会の積極的な活用

いじめに対する措置

- 被害の子ども・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子どもに対する組織的・継続的な観察・指導
- 地域人材を活用した登下校のパトロール

重大事態発生時の取組

- 被害の子どもに対する複数の教職員によるマンツーマンでの保護
- 警察への相談・通報
- いじめ対策緊急保護者会の開催

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

（１）調査を要する重大事態の例

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

(4) いじめ防止基本方針

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめのチェックリスト

(1) いじめられている子どもが発するサイン

- ①身体や体調
- ②しぐさや態度
- ③友達との関係
- ④生活面

(2) 学校の生活場面でのチェックポイント

- ①学級の雰囲気
- ②登校時や朝の会
- ③授業時間
- ④昼食時
- ⑤休み時間
- ⑥掃除や諸活動
- ⑦学級活動や班・係活動
- ⑧放課後

(3) 家庭でのチェックポイント

- ①服装
- ②持ち物
- ③金銭
- ④家庭学習
- ⑤態度やしぐさ
- ⑥身体や体調
- ⑦友人関係

(4) いじめている子どもが家庭で出すサイン

- ①持ち物
- ②金銭
- ③態度やしぐさ

(4) いじめ防止基本方針

年間活動計画(研修計画も含む)

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	いじめ防止基本方針の検討, 心の天気	10月	児童に対する情報交換, 心の天気
5月	児童に対する情報交換, 心の天気	11月	いじめアンケートの実施
6月	いじめアンケートの実施	12月	人権週間の取組, 心の天気、個人面談
7月	児童に対する情報交換, 心の天気、個人面談	1月	児童に対する情報交換, 心の天気
8月	生徒指導に関する研修会	2月	個人面談時の実施
9月	児童に対する情報交換, 心の天気	3月	児童に対する情報交換, 心の天気

様々な相談機関

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE相談あり	8:45~17:30 (月~金)
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00~16:00 (月~金)
長崎市こども・子育てイカオ相談	095-822-3725 LINE相談あり	8:45~17:30 (月~金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00~17:45 (月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00 (毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00~22:00 (月~水、金) 10:00~18:00 (土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00~17:45 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00 (毎日) 第1・3土曜日は24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00~12:00 (月~金) 13:00~15:15
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE相談あり	8:30~17:15 (月~金)
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 (毎日)